

交野市公用車広告掲載契約書（案）

交野市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理する公用車に対する広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告掲載にあたり、交野市有料広告の取り扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）、交野市公用車広告掲載に関する基準（以下「基準」という。）、令和5年度第3回交野市公用車広告募集要項（以下、「要項」という。）及びその他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（掲載車両、掲載位置、広告の規格等）

第2条 甲は、管理する次の公用車に、乙が製作する広告を掲載させるものとする。

- (1) 掲載車両 別紙一覧表のとおり 合計5台
- (2) 掲載位置 車両両側面各1箇所ずつ
- (3) 広告の素材 マグネットシート(厚さ0.5mm以上1.0mm以下)
- (4) 広告の大きさ 縦30cm×横40cm以内

（広告の製作）

第3条 広告（マグネットシート）は、乙がその負担により製作し、掲載期間の初日までに提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により提出された広告の内容が、基準に反すると判断した場合は、乙に対し修正を求めるものとし、乙は、これに応じなければならない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

（広告掲載料及び支払方法）

第5条 広告掲載料は、198,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

- 2 乙は、前項の広告料を令和6年●月●●日までに、甲の発行する納入通知書により一括で納付するものとする。

（基準等）

第6条 甲は、要綱第3条第3項の各号及び基準第5条の各号に該当する広告は掲載しない。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

- 2 乙は、広告に「広告」（縦5cm×横8cm以上）の表示を入れるものとする。

（乙の責任）

第7条 乙は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 乙は、広告掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し及び契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定された期日までに契約締結手続きを完了しなかったとき
- (2) 乙が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (3) 乙において法令に違反する行為があったとき、またはそのおそれがあるとき
- (4) 乙がその責に帰する不祥事等を起こしたとき
- (5) 乙において、甲の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき
- (6) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (7) 乙が、本広告掲載募集時の応募資格を有さなくなったとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要綱、基準、及び本契約に違反する行為があったとき

2 前項に定めるほか、甲は、甲の業務上やむを得ないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

3 乙は広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に甲に対して書面でその旨を申し出なければならない

4 甲は、前3項の規定により、広告掲載の取消しを決定し、契約を解除したときは、その旨を書面で乙に通知するものとする。

5 甲は、広告掲載の取り消しを決定し、契約を解除した場合であっても、乙が支出した有益費及びその他一切の費用について補償しない。

(広告掲載料の還付)

第10条 甲は、乙が納付した広告掲載料は、返還しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第2項の規定により本契約を解除したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により広告を掲載することができなくなったとき

2 前項但し書きの規定により返還する広告掲載料は、当該広告の掲載を取り消した日を基準として当月以降の料金に該当する額を月割りで計算するものとする。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(広告の撤去)

第11条 乙は、第4条第1項に規定する掲載期間が満了するとき、又は、第9条第4

項の規定により広告掲載の取消し決定、および本契約の解除の通知を受けたときは、すみやかに広告を撤去するものとする。

(広告の修復)

第 12 条 広告物の経年劣化による損傷等については、乙の負担により修復するものとする。

2 天災その他の不可抗力または第三者による広告物のき損、盗難、滅失等があったときは乙において再度広告を作成、掲載するものとする。ただし、そのき損、滅失が甲の責に帰することが明らかであるときは、甲乙協議の上、広告の製作費用として認められた経費を甲が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第 13 条 乙は、第 3 条により甲に提出した広告の内容を変更しようとする場合は、事前に変更する広告の原稿を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告原稿案の修正については、第 3 条第 2 項の規定を準用する。

(契約の費用)

第 15 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 交野市私部 1 丁目 1 番 1 号
氏 名 交野市
代表者 交野市長 山本 景 (印)

「乙」 所 在 地 (住所)
商号又は名称 (氏名)
代表者職氏名 (印)